

退職所得にかかる
市民税
県民税
納入申告書

(あて先)須坂市長

年 月 日提出

年 月分 人員 人

退職手当等支払金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

特別徴収 税 額	市民税										
	県民税										

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)
住所又は 〒 -

所在地

氏名又は
名 称 印

(受付印)

個人番号

氏名	勤続年数	退職手当等支払金額
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円
	年	円

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書について

①退職所得にかかる市民税・県民税を納付する際は、
退職所得にかかる納入申告書を記載した上で、納入く
ださい。

②退職所得に係る市民税と県民税の合計を用紙表「市
民税・県民税の特別徴収納入書の退職所得分」に記入し、
給与分、退職所得分、延滞金、督促手数料の合計
額を指定金融機関等で納入ください。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税
の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要
ありません。

■番号制度に伴い、特別徴収義務者が個人事業主の
場合、事業主の個人番号の記載が必要となります。

■この用紙は郵送等により市へ提出ください。

納期限後に納入するときは次により計算した
延滞金等をお支払いください

- 督促手数料・・・・・・100円
納期限後20日以内に督促状を発付しますので、
発付後に納入するときは加算してください。
- 延滞金・・・・・・納期限までに納入されなかった場
合は、納期限の翌日から納付日までの期間の
日数に応じて次の割合で加算されます。
・納期限の翌日から1か月間
延滞金特例基準割合※十年1.0%(上限年7.3%)
・1か月経過後
延滞金特例基準割合※十年7.3%(上限年14.6%)

※延滞金特例基準割合・・・平均貸付割合(租税特別
措置法第93条第2項に規定する割合をいう。)に、
年1.0%を加算した割合。

- 延滞金に100円未満の端数があるときは、端数を
切り捨てる。
- 延滞金が1,000円に満たないときは、納める必要は
ありません。